

経営事項審査の審査基準の改正について

1. 経営事項審査の概要

公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価

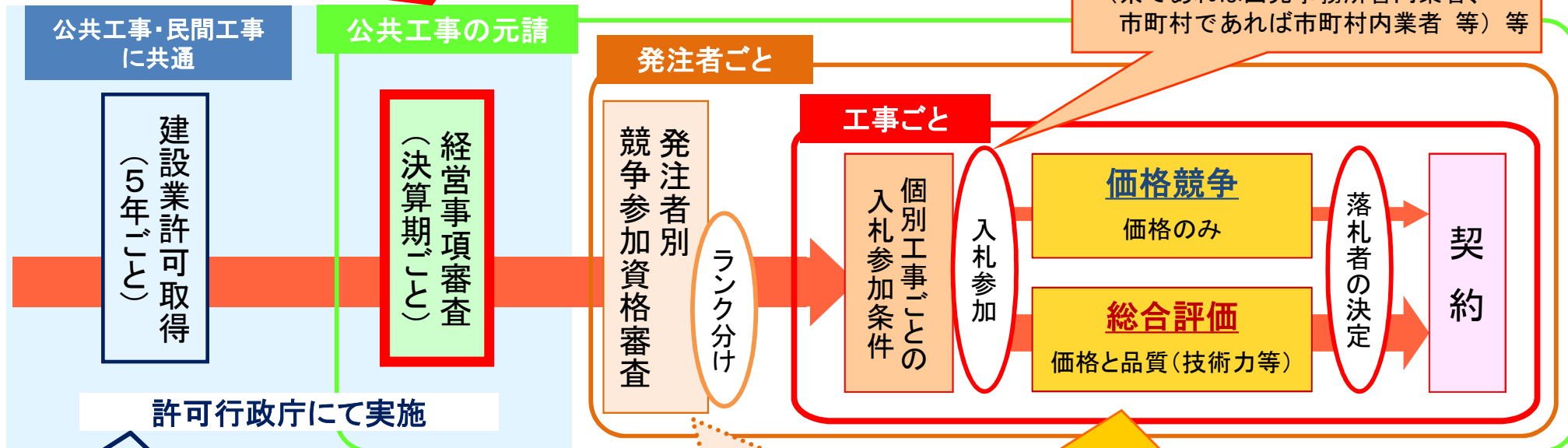
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・ 工種・等級の選定
- ・ 施工実績
- ・ 配置予定技術者
- ・ 地域要件
(県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等)等



◆建設業許可の要件

- ・ 経營業務管理責任者
- ・ 営業所専任技術者
- ・ 財産的基礎・金銭的基礎
- ・ 暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

◆発注者別評価点

- ◎ 工事関連項目
(工事成績、技術者数、表彰実績 等)
- ◎ 社会性関連項目
(防災協定、地元雇用 等)

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力
(実績、成績、手持ち工事量等)
- 配置予定技術者の能力
- ... 等

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,966点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 最低点:▲18点	

2. 技術力(Z) 技術職員数(Z_1)の改正

改正の背景・目的

- 現在、技術力(Z)の中の技術職員数(Z₁)として、登録基幹技能者には3点、技能士1級には2点が付与されている。
- 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)が平成31年4月より本運用を開始し、今後、建設技能者がレベル1～4の4段階にレベル判定されることとなることから、本レベル判定を活用して、優れた技能を有する建設技能者を雇用する事業者を評価。

改正の概要

CCUSにおいて以下のレベルを取得した者を技術職員数(Z₁)の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル4と判定された者**について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、**3点の評点を付与する。**

<考え方>

技術職員区分「基幹技能者」(評点3点)は、登録基幹技能者を対象。建設技能者の能力評価基準においては、登録基幹技能者をレベル4として判定しており、これと同等の技能を有すると判定されたレベル4の建設技能者を評点3点として評価。

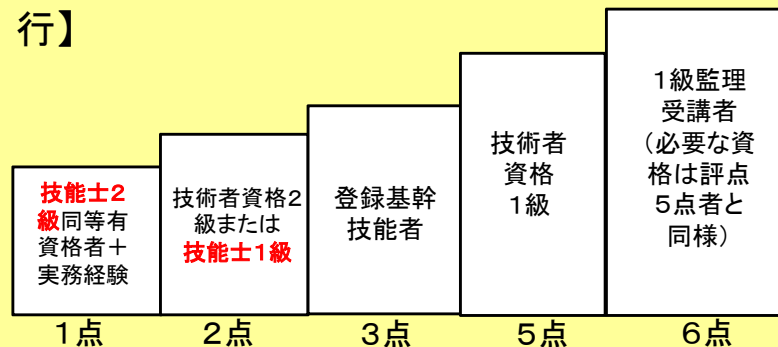
(レベル4として、登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)、卓越した技能者(現代の名工)、安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者 等)

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル3と判定された者**について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、**2点の評点を付与する。**

<考え方>

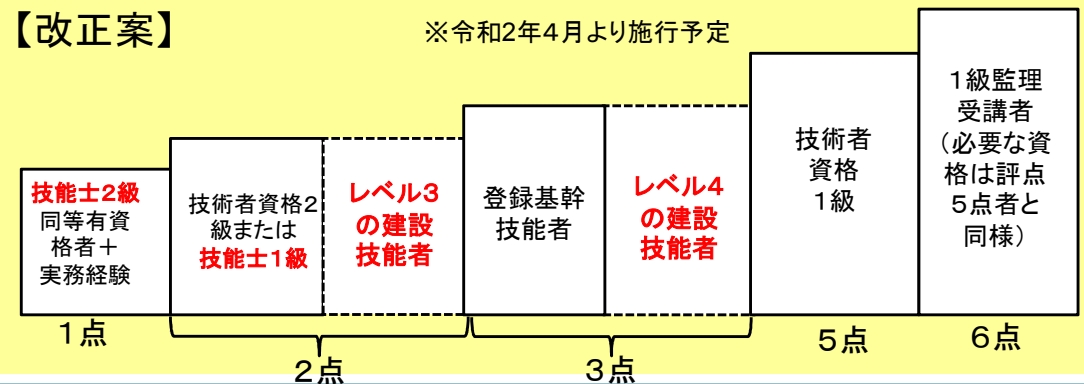
・技術職員区分「2級技術者」(評点2点)は、技能士1級を対象。建設技能者の能力評価基準においては、レベル3として技能士1級の資格を求めているものが太宗であることから、これと同等の技能を有すると判定されたレベル3の建設技能者を評点2点として評価。

【現行】



【改正案】

※令和2年4月より施行予定



技術職員区分の見直し(案)

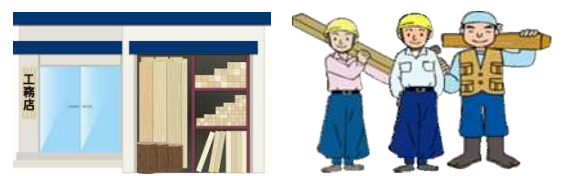
(改正案:赤字部分)

評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工技士(建設業法) ・1級土木施工管理技士(建設業法)
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
3点	基幹技能者 等	登録基幹技能者講習の修了者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・登録電気工事基幹技能者 ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者 等
2点	2級技術者 等	技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法) ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) ・甲種、乙種消防整備士(消防法) ・1級左官技能士(職業能力開発促進法) ・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者 等
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年 ・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年 ・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年 ・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格者(建設業法)+実務1年 ・建築設備士(建築士法)+実務1年 ・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条) ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年4月より「本運用」を開始
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③技能者の能力評価

- 技能者の能力評価の対象
- 経験（就業日数）
 - 知識・技能（保有資格）
 - マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

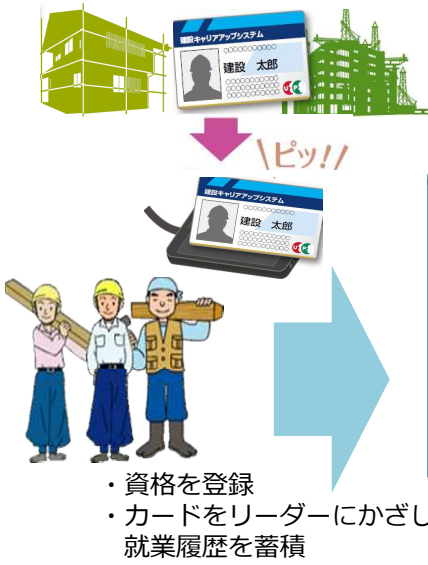


技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
 - 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
 - 技能レベル(評価結果)を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設キャリアアップシステム

- 経験(就業日数)
- 知識・技能(保有資格)
- マネジメント能力(職長や班長としての就業日数 など)

能力評価基準(*)を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム(仮称)を構築・活用

技能の客観的なレベル分け



技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等



		鉄筋	とび	型枠	機械土工
レベル1		(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)			
レベル2	就業日数 ※1	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)
	保有資格	・玉掛け技能講習	・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習	・丸のご等取扱作業安全衛生教育	○車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ○ローラー特別教育
レベル3	就業日数	7年(1505日)	8年(1720日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格 ※2	○1級鉄筋施工技能士(組立て) ○1級鉄筋施工技能士(施工図)	・1級とび技能士	・1級型枠施工技能士 ・玉掛け技能講習 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・クレーン運転特別教育 ・高所作業車特別教育 ・酸素欠乏危険作業特別教育(解体工のみ)	○青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター) ○車両系建設機械運転者安全衛生教育 ○ローラー運転者安全衛生教育
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 2年(430日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル4	就業日数	10年(2150日)	15年(3225日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格 ※3	○登録鉄筋基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ○安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ○卓越した技能者(現代の名工)	○登録とび・土工基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ○安全優良職長厚生労働大臣顕彰	○登録型枠施工基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・足場の組立て等作業主任者技能講習	○登録機械土工基幹技能者 ○1級建設機械施工技士 ○1級土木施工管理技士 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 7年(1505日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)

※1 就業日数:1年を215日として換算。

※2 レベル3の保有資格:レベル2の基準として設定された保有資格も必要。

※3 レベル4の保有資格:レベル2及びレベル3の基準として設定された保有資格も必要。ただし、合理的な理由が認められる場合はこの限りではない。

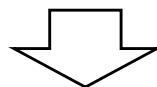
(例:レベル4の基準「建設機械施工技士」を取得していれば、労働安全衛生法令上、建設機械の運転業務を行うことが可能(別途「車両系建設機械運転技能講習」の取得を要しない)。

※4 ○印の保有資格は、いずれかの保有で可。

3. その他の審査項目(社会性等)(W)
知識及び技術又は技能の向上に関する
取組の状況(W_{10})の新設

改正の背景・目的

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。



- 継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を新たに評価。


改正の概要

- 経営規模等のその他の審査項目(社会性等)区分(W)による審査項目を以下の通り見直す。

新たに W_{10} として「**知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況**」の項目を追加し、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を抱える企業を評価する。

【その他審査項目 改正案】

項目区分	審査項目	最高点 ／最低点	ウェイト
その他 審査項目 (社会性等)	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	最高点 1,966点 ／ 最低点 ▲1,995点	0.15

 建設工事に従事する者の継続教育意欲を促進させ、もって施工能力の向上を図る

※赤字箇所が新規追加項目

<評価対象とする建設業者>

雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に努めている企業

<具体的評価方法>

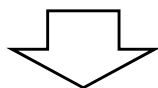
個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数(10点を想定)とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況を評価したもの(技術者点及び技能者点)を合算して算定する。
(※小数点未満は切上)

$$W_{10} = \left(\frac{\text{技術者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技術者点} + \left(\frac{\text{技能者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技能者点}$$

技術者点(10点満点)

<背景>

- i-Constructionなどの施工のICT化が進展し、新たな技術の活用がより一層重要となる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的な技術研鑽が必要。
- しかし、監理技術者資格者証の取得に5年毎の講習受講が必要とされているものの、施工管理技士が永久資格となっているなど、技術研鑽は個人の自主性に委ねられている。



<評価する内容>

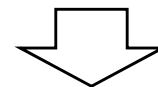
学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位

※技術者の継続教育(Continuing Professional Development)

技能者点(10点満点)

<背景>

- 個々の技能者がその技能を磨き、それにふさわしい処遇を受けることが、施工能力の向上のみならず担い手の確保にもつながる。
- 本年4月から本格導入されている建設キャリアアップシステム(CCUS)に蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準に基づき、4段階のレベルで技能者の技能が客観的に評価されるようになった。



<評価する内容>

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

技術者の継続教育(CPD)について

- 技術者の継続教育(Continuing Professional Development: CPD)とは、技術者一人ひとりが自らの意志に基づき、自らの力量(Competencies)の維持向上を図るために行うもの※
- 多くの学会・業団体等において、技術者の能力の維持・向上を支援するため、継続教育(CPD)の認定等が実施されている

※出所: 土木学会HP (<http://committees.jsce.or.jp/opcet/>)

建設系CPD協議会の加盟団体

(公社)土木学会、(一社)建設コンサルタント協会、(公社)日本技術士会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会 ほか15団体

建築 CPD 運営会議の加盟団体

(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築学会、(公財)建築技術教育普及センターほか6団体

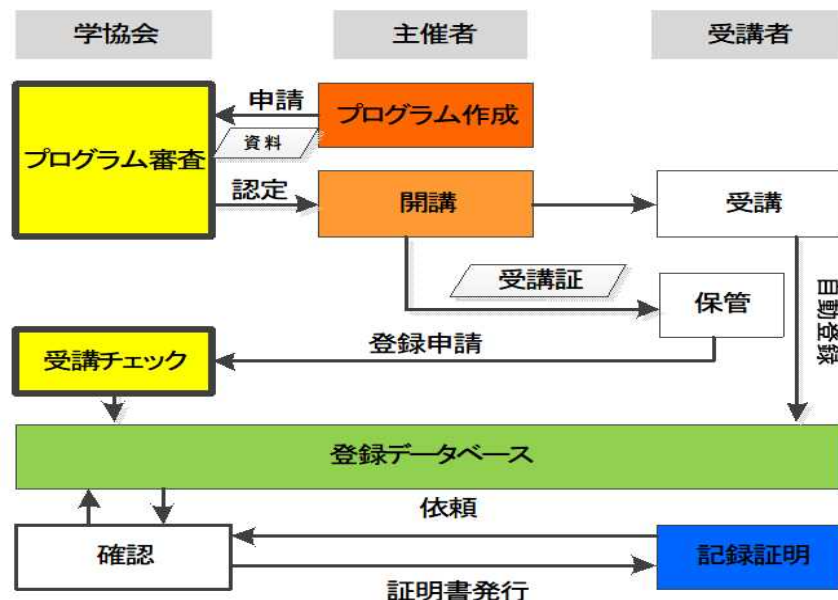
建築設備士関係団体CPD協議会の加盟団体

(一社)建築設備技術者協会、(公財)建築技術教育普及センター ほか3団体
※R1.8現在

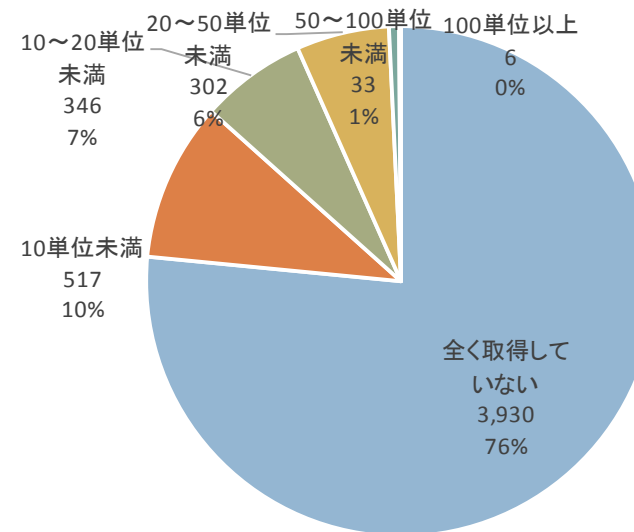
【例】全国土木施工管理技士会連合会で CPDの対象となる学習プログラムの形態

- ① 講習会、研修、技術委員会・現場見学会、社内研修、監理技術者講習 等
- ② 監理技術者講習・施工監理講習会後の試験、土木検定(技術)
- ③ 技術論文、図書執筆・社内論文、公開技法等
- ④ 特許出願・実用新案出願
- ⑤ 表彰の受賞(全国技士会長等)
- ⑥ 全国技士会Web CPDS、インターネット学習

CPD記録の審査方式の例(入口審査方式)



CPD単位の取得状況



監理技術者講習受講者へのアンケート結果
期間: H28.10~11月
回答数: 5,511人

○基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者のCPD取得状況

- ・当該建設業者に所属している建設技術者について、審査基準日において、基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・配点については、現在のCPD取得状況をもとに検討する。

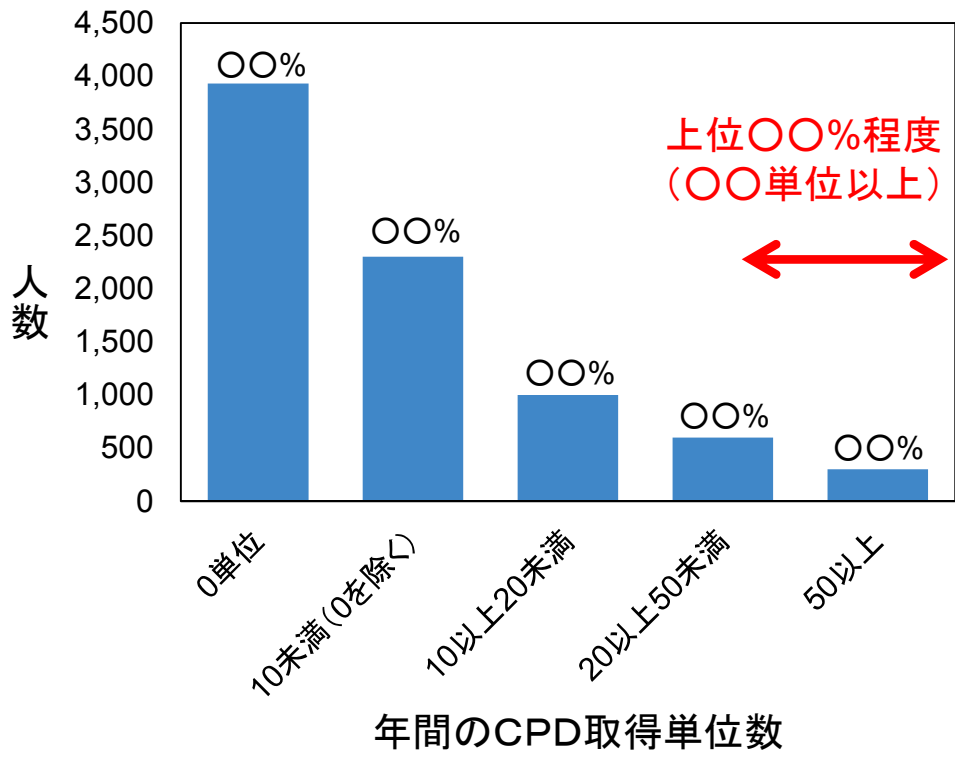
【計算式】

基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者が取得したCPD単位の総数

= ○○ 単位

基準日において所属している建設技術者の数

※ 下表の評点一覧に記載している分類に応じて、評点を割り振ることとする。



【評点一覧】

基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数	評点
○○以上	10
○○以上○○未満	8
○○以上○○未満	6
○○以上○○未満	4
○○以上○○未満	2
○○未満	0

○基準日前3年間に於ける能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

- ・審査基準日において、基準日前3年間に於ける能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・基準日において既にレベル4と判定されている建設技能者については、能力評価基準の最高位となっているため対象とはせず、建設技能者の数から除いて計算する。

【計算式】

$$\frac{\text{基準日前3年間に於ける能力評価基準でレベル2以上にレベルアップした建設技能者の数}}{\text{基準日における建設技能者の数}} = \bigcirc\%$$

基準日における建設技能者の数
(基準日より3年前時点において既にレベル4であった者を除く)

※ 下表の評点一覧に記載している割合に応じて、評点を割り振ることとする。

【評点一覧】

基準日前3年間に於ける能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況	評点
○%以上	10
○%以上○%未満	5
○%以上○%未満	3
○%未満	0

4. その他の審査項目(社会性等)(W) 建設業の経理の状況(W₅)の改正

公認会計士等における研修受講の義務化の流れ

改正の背景

企業会計基準が頻繁に大きく変化する中で、継続的に専門的な研修を受講することで最近の会計情報等に関する知識を習得することが重要となっているところ、**公認会計士及び税理士については、資格取得後の研修の受講が義務化される方向にある。**

公認会計士となる資格を有する者



登録(公認会計士法第17条)

公認会計士

公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

(公認会計士法第28条)

→ 罰則・・・履修勧告・氏名等公表
資格停止・退会勧告
※H29年度に罰則強化

税理士となる資格を有する者



登録(税理士法第18条)

税理士

・税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない(H13年)。

(税理士法第39条の2)

・税理士は、その素質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない(H27年)。

(日本税理士会連合会会則第65条第1項)

→ 罰則・・・氏名公表

建設業経理士



登録

登録建設業経理士(1級・2級)

会計・経理知識等の維持及び向上を図ることを目的として、登録講習会を終了すると登録できる任意の制度

現状の経営事項審査上の会計に関する評価基準

建設業の経理の状況(W₅)にて評価対象となる者は

イ 公認会計士、会計士補、税理士及び**これらとなる資格を有する者**並びに建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの**(登録経理試験)の1級試験に合格した者**

ロ **登録経理試験の2級に合格した者**であってイに掲げる者以外の者

改正の概要

W₅₂ **経理に関して継続的に知識の向上に努めている者**であることを**経営事項審査上の評価要件とすることに見直す**

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士。~~
- ロ ~~登録経理試験の2級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士。~~

		公認会計士等数					
		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
年間平均完成工事高	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
	150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
	40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
	10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
	1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
	1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0
評点		10点	8点	6点	4点	2点	0点

(テーブルの変更点なし)

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

改正の概要

W₅₁ 監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者とすることに見直す

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

経理処理の適正を確認できる者を、下記イに該当する者とする

- イ 公認会計士、会計士補、税理士及び~~これらとなる資格を有する者~~
~~並びに登録経理試験の1級に合格した者~~、登録経理士講習実施機関
に登録された1級登録経理士。